別表六（二十五）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の11第2項又は第3項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　(9)」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、当該経理した金額を記載すること。

3　「当期控除可能額等　(26)」の欄の外書には、租税特別措置法施行令第27条の11第2項（連結納税の承認を取り消された場合に繰越税額控除限度超過額から控除する金額）の規定の適用を受ける場合に、同項に規定する控除未済超過額を記載すること。この場合においては、翌期繰越額の計算は、当該控除未済超過額を含めて計算すること。

別表六（二十五）　国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

国際戦略総合特別区域の名称	1					
特定国際戦略事業の内容	2					
資産区分　種類	3					
資産区分　構造、設備の種類又は区分	4					
資産区分　細目	5					
資産区分　取得年月日	6	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
資産区分　特定国際戦略事業の用に供した年月日	7	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・
取得価額　取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円
取得価額　法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
取得価額　差引改定取得価額 (8)－(9)	10					

法人税額の特別控除額の計算

当期分　取得価額の合計額 ((10)の合計)	11	円	前期繰越分　差引当期税額基準額残額 (15)－(16)	19	円
当期分　同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12		前期繰越分　繰越税額控除限度超過額 ((25)の計)	20	
当期分　税額控除限度額 $((11)-(12))\times\frac{15}{100}+(12)\times\frac{8}{100}$	13		前期繰越分　同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((19)と(20)のうち少ない金額)	21	
当期分　当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	14		前期繰越分　法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「61の②」)	22	
当期分　当期税額基準額 $(14)\times\frac{20}{100}$	15		前期繰越分　当期繰越税額控除額 (21)－(22)	23	
当期分　当期税額控除可能額 ((13)と(15)のうち少ない金額)	16		法人税額の特別控除額 (18)＋(23)	24	
当期分　法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「62の②」)	17				
当期分　当期分の特別控除額 (16)－(17)	18				

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額 25	当期控除可能額等 26	翌期繰越額 (25)－(26) 27
平・・ 平・・	円	円	
平・・ 平・・		外	外　円
計		(21)	
当期分	(13)	(16)	外
合計			

機械設備等の概要

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）